

A社：神戸市中央区所在 免許更新回数（2）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：インターネット広告（マイナビ賃貸）

#### 賃貸住宅2物件

##### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、1か月間継続して広告。

B社：大阪市中央区所在 免許更新回数（1）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：インターネット広告（不動産ナビ・いえらぶ）

#### 賃貸住宅3物件

##### ■ おとり広告（架空物件）

- ◎ 広告掲載物件について、情報の把握及び管理ができておらず、物件の特定及び顧客の案内はできないこと、また、B社自身、広告表示の賃料では取引できないことを認めていることから、取引不可の物件に該当。（2物件）。

##### ■ おとり広告（意思なし物件）

- ◎ マンション名及び号室を特定して広告していたが、当該物件に関する情報の把握及び管理ができておらず、取引できるかどうか不明の状態であること、また、B社自身、広告表示の賃料では取引できないことを認めていることから、取引不可の物件に該当。